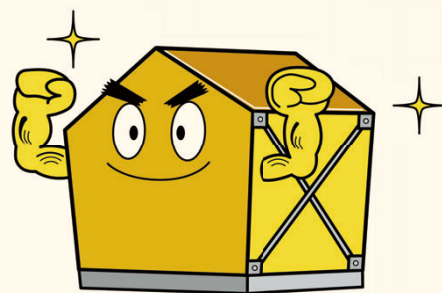




事故の防止や大切な家財を守り、災害廃棄物を少しでも減らすために、家具の転倒防止対策や住宅の耐震化を行うことが大切です。
日頃からの備えを忘れずに！

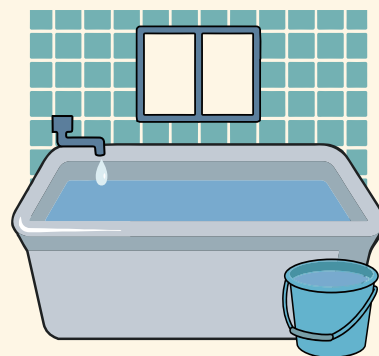
家具などの転倒防止対策を忘れずに



住宅の耐震化をしましょう

備蓄は3日分を目安

日頃から水のくみ置き等により生活用水の確保を心がけてください。
また、断水に備えて、各家庭で3日分程度の携帯用トイレを備蓄するように心がけてください。



日頃からの備えや 災害時の注意

～災害廃棄物を減らす事前の対策～

区や都からの情報に注意してください

区からは、避難所や災害用トイレの設置情報のほか、仮置場の開設情報、ごみの収集スケジュールなどの情報発信をします。あわせて都から発信される情報にもご注意ください。

ラジオやテレビだけでなく、広報車やSNSを通じて情報発信を行います。

外国語でも情報発信を行いますので、お近くの外国人の方にも知らせてあげてください。



もしものの時の

災害廃棄物



ハンドブック

～ 新宿区災害廃棄物処理計画 概要版 ～

もしものの時の 災害廃棄物ハンドブック ～新宿区災害廃棄物処理計画 概要版～

発行 令和2年3月

編集

新宿区環境清掃部ごみ減量リサイクル課
ごみ減量計画係
印刷物作成番号「2019-12-3915」

〒160-8484
東京都新宿区歌舞伎町1-4-1
TEL : 03-5273-3318 (直通)
FAX : 03-5273-4070



災害で出た
ごみって
どうするの？



災害廃棄物って？



災害廃棄物を出すときにお願いしたいこと



災害廃棄物はどうのように処理されるの？



災害廃棄物を出さないために日頃から気をつけること

計画の目的

今後、都内で大規模な災害が発生した場合、新宿区においても、膨大な量の災害廃棄物が発生することが想定されます。区民の健康・環境衛生面での安全・安心の確保と速やかな災害復旧のためには、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理が必要不可欠です。

そのため、災害時における廃棄物の処理方法や実施体制などの災害廃棄物処理に関する基本的事項を定め、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理することにより、発災後の環境衛生を確保し、早期の復旧・復興に資することを目的として、「新宿区災害廃棄物処理計画」を策定しました。

災害廃棄物

地震などの大規模な災害が発生すると、家や建物などが倒壊して、膨大な量の本くずや崩れたブロックなどの災害がれきが発生します。

また、家が壊れなくても割れた食器や窓ガラス、壊れた家具・電化製品などの片付けごみが発生します。

さらに、避難所からも、避難者の生活に伴うごみや、仮設トイレからのし尿が発生します。

このように、災害に伴い発生したがれきやごみ・し尿を総称して、災害廃棄物といいます。



被害想定

将来、首都直下地震が発生した場合、区内では以下の様な被害が想定されています。

人的被害	死者	293人
	負傷者	6,792人
建物被害		5,743棟
その他	帰宅困難者	313,811人
	避難者	76,805人
災害廃棄物発生量	災害がれき	1,371,222 t
	災害ごみ※	84,475 t
	し尿	207,837ℓ

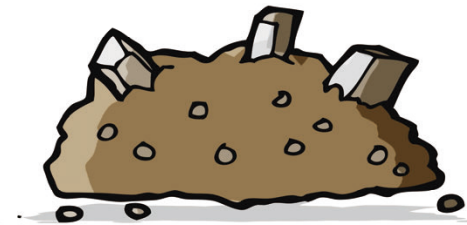
※ 災害ごみは、発災後1年間で発生する片付けごみと避難所ごみの合算値。



仮置場

仮置場は、壊れた家具・電化製品など片付けごみの持ち込み場所としてだけでなく、倒壊・解体した家屋から発生する災害がれきの一時的な積み替え用地として機能します。

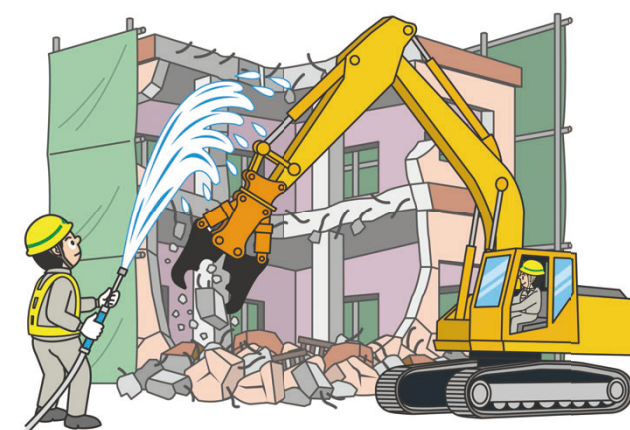
指定された仮置場以外の場所に片付けごみを排出すると、交通の支障になったり、火災などの事故の要因や悪臭・害虫の発生といった問題が発生しますので、区が指定する仮置場以外へは片付けごみを排出しないようお願いします。



倒壊した建物等の解体・撤去、がれき処理

地震などの災害で倒壊した建物の解体は、原則として建物の所有者が行います。ただし、被害状況により国が特例措置を講じた場合は、個人の住宅については、区が建物所有者に代わって解体を行う場合があります。

また、がれきの撤去・処理に関しても同様に、区が対応する場合があります。

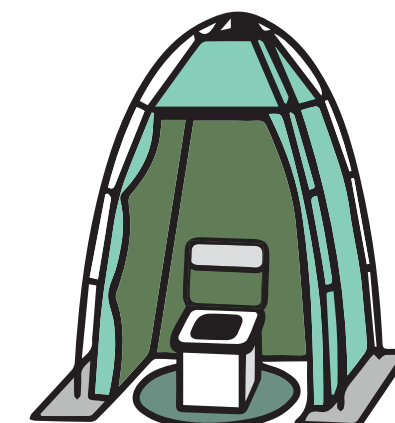


災害用トイレ

災害で上下水道が損傷を受けた場合、水洗トイレの利用がなくなります。

このため、上下水道が復旧するまでの間は、避難所等に設置する災害用トイレや、ご自身で備蓄している簡易トイレを利用してください。

また、使用済みの簡易トイレ・おむつ等の収集はできるだけ早く行います。収集が開始されるまでは各家庭等で保管をお願いします。



🗑️ 家庭ごみ

災害時でも燃やすごみの収集は、出来る限り早期に行う予定ですので、分別などごみ出しルールも普段どおり守ってください。

ただし、燃やすごみ以外のごみは、災害の規模によっては一時的に収集を停止する場合がありますので、その場合は収集を再開するまで家の中で保管をお願いします。

マンション等にお住まいの方

お住まいのマンションや自治会等で、災害時に決められたごみの排出ルールがある場合、そのルールに基づいて排出してください。



高齢者や支援が必要な方

壊れた家具などの片付けに人手が必要な場合は、無理をせず区が設置するボランティアセンターを通じて、ボランティアに協力を依頼してください。



災害廃棄物の出し方

災害時には、とても多くの災害廃棄物が出ることが想定されます。ごみをしっかり分別していただくことが、早期の復旧・復興に繋がります。

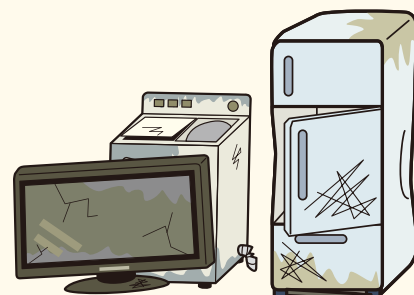
1日でも早くごみが片付くようご協力ください。

🗑️ 片付けごみ

大規模な災害が発生した場合、壊れた家具や電化製品、割れた食器や窓ガラスなどの片付けごみを持ち込む仮置場を設置します。むやみに自宅の前や道路に置かないでください。

仮置場では、持ち込めるごみの種類を限定する場合や、持ち込める時間帯を指定する場合があります。

各仮置場のルールをしっかりと守るようにしてください。



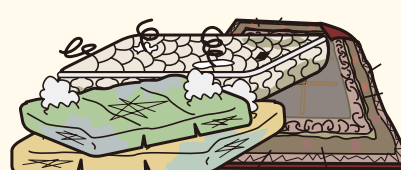
壊れた家電製品



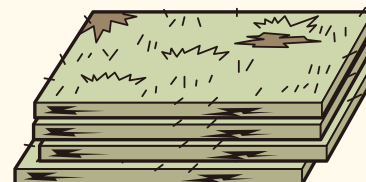
割れたガラスや陶磁器



壊れた家具



じゅうたん、布団など



畳

🗑️ 避難所ごみ

避難所に避難した場合も、ごみの分別はしっかりお願いします。分別方法や集積場所などのごみ出しルールは、避難所によって異なる場合があります。

お互いに少しでも快適に過ごすため、またトラブル防止のためにも、避難所のルールをしっかりと守ってください。

腐りやすいもの、臭いの強いものは、しっかりと密封してから捨てるなど、工夫しましょう。



避難所ごとに、決められた場所に捨てましょう。決められた分別どおりに捨てましょう。

帰宅困難者の方へ

電車やバスの運行停止で帰宅・移動ができなくなった方は、むやみに移動しようとせず、会社や学校などの滞在施設で待機をお願いします。

その際に発生したごみは、各施設管理者の指示に従って、決められた場所に分別して捨ててください。

仮置場以外の場所に、災害ごみを捨てないでください。また、仮置場に持ち込む場合も、しっかりと分別をお願いします。

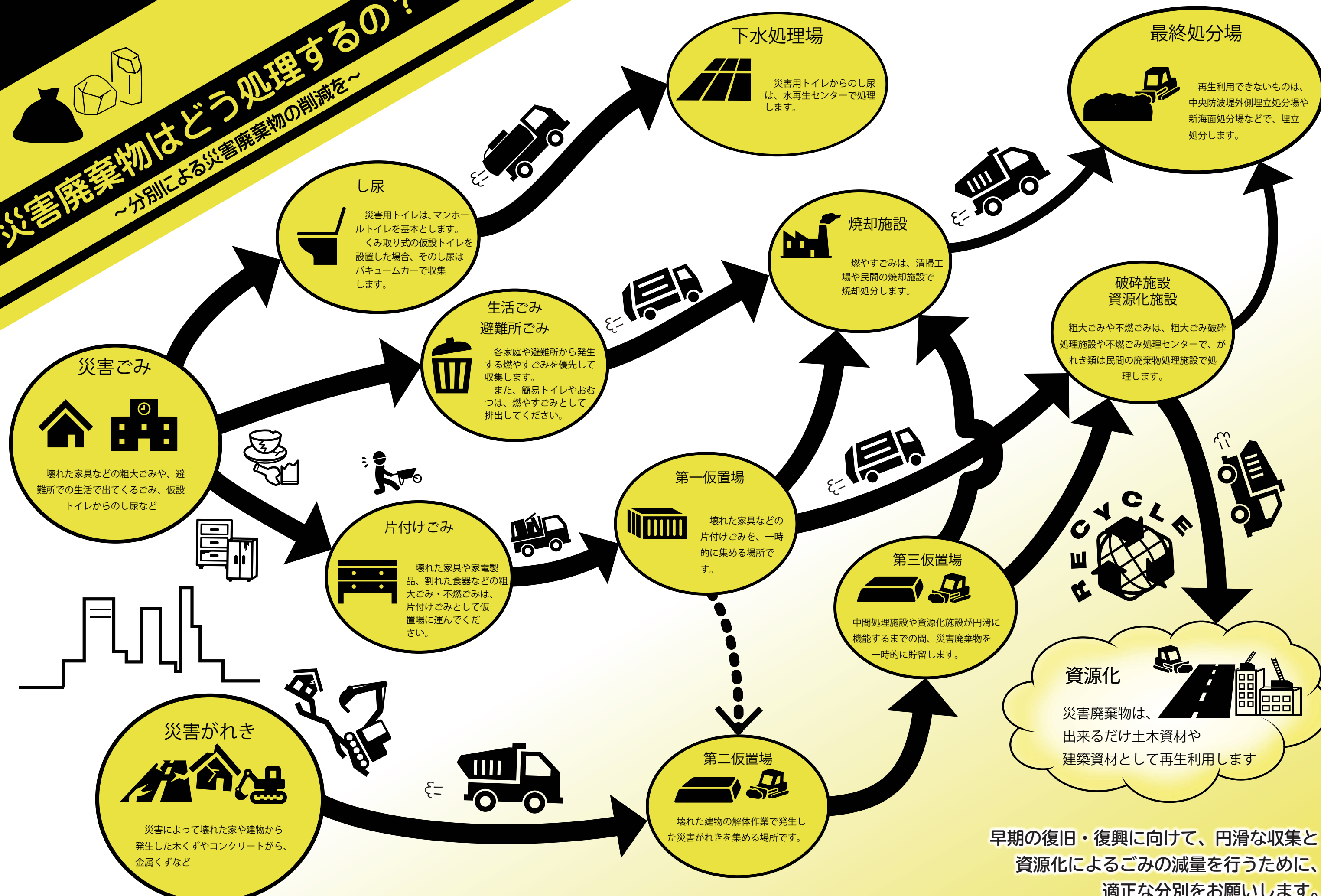


災害廃棄物はどう処理するの？

～分別による災害廃棄物の削減を～

し尿

災害用トイレ
ルトイレを基
くみ取り式



早期の復旧・復興に向けて、円滑な収集と資源化によるごみの減量を行うために、適正な分別をお願いします。